

教 務 関 係 等

1. 履 修

専門教育科目の履修には、教養基礎教育科目のような受講手続及び受講計画は不要であるが、授業時間割表に従って各学年指定の授業を受講する。

授業時間は次のとおりである。（1年間固定されていて季節による変更はない。）

1～ 2 時限	8 : 50	～	10 : 10
3～ 4 時限	10 : 20	～	11 : 40
5～ 6 時限	12 : 50	～	14 : 10
7～ 8 時限	14 : 20	～	15 : 40
9～ 10 時限	15 : 50	～	17 : 10

2. 試 験

試験は、本学部規程及び本学部試験内規により実施する。

各科目とも無断欠席が 3 分の 1 以上になった場合、授業の評価の基準を満たさない場合又は所定の実習を終えたと見なされない場合は、原則として受験資格がみとめられない。

なお、親族の葬儀や学校保健安全法施行規則に規定する感染症、その他やむを得ない理由により試験を欠席する場合の取扱いについては、秋田大学医学部医学科における授業の欠席取り扱い申し合わせに準ずる。

3. 試験における不正行為

試験において不正行為を行うことは学生の本分に反する重大な違背行為である。試験に際し不正行為を行った者については、教養基礎教育科目と専門教育科目の区分を問わず、当該学期に履修した全ての科目について成績評価を行わないこととし、所属する学部の学部長から厳重注意を行う。また、不正行為の内容によっては懲戒の対象とする場合がある。（秋田大学教養教育科目及び基礎教育科目の成績評価に関する規程・第 8 条及び単位認定に係る試験等における不正行為の取扱いに関わるガイドライン）

○用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 試験等とは、授業科目の成績評価のために実施する定期試験、小テスト、論文・レポートその他の行為をいう。
- (2) 代返とは、出席者が欠席者の出席を装う行為をいう。
- (3) 不正行為とは、カンニング、替え玉受験（代返を含む）、論文・レポート等の盗用その他試験等において成績評価の公正を損なう行為をいう。

○不正行為の対象となる行為は、次のとおりとする。ただし、事前に許可された物品の使用は除く。

試験に係る不正行為	受験科目の内容を記入した物品を使用又は身の回りに所持する。
	机や身体等に不正な書き込みをする。
	教科書・参考書・ノート・プリントを使用又は身の回りに所持する。
	携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・電子辞書・電卓等の電子機器類を使用又は身の回りに所持する。
	他人の答案を筆写する、又は筆写させる（周囲に見えるように答案や姿勢をずら

	すことを含む)。
	私語・動作等によって不正な連絡をする。
	他人の答案用紙と交換する。
	本人以外の者が受験する。
論文・レポート等課題提出に係る不正行為	他人の著作物を盗用する行為、又は他人が書いた論文・レポート・著作物を自分のものとして提出する行為。
	論文・レポート等を作成して見せる、又は代筆する等、他の学生の盗用等を助ける行為。
	他人の著作物、Web上の情報等を参照・引用したにもかかわらず、引用部分の明示や出典の記載をせず、自身で作成したように記述する行為。
代返等の不正行為	他人に代返を依頼し出席したと偽る行為、また依頼を受けて代返する行為。
	出席カードの代筆を依頼し出席したと偽る行為、また依頼を受けて代筆する行為。
その他、上記に準ずる行為及び成績評価に支障が生じる行為。	

○単位の取扱い

不正行為と認定された場合の単位の取扱いは以下のとおりとする。なお、不正行為の内容によっては懲戒の対象とする場合がある。

試験に係る不正行為	教養基礎教育科目と専門教育科目の区分を問わず当該学期に履修した全ての科目について成績評価を行わず、履修を取り消す。なお、実習科目など再履修させることに困難を伴うものについては、学部の判断により、成績評価を行わない科目から除くことができる。
レポート等課題提出に係る不正行為	当該科目の成績評価を行わず、履修を取り消す。また、行為の悪質性を勘案し相当と判断される場合は、教養基礎教育科目と専門教育科目の区分を問わず当該学期に履修した全ての科目について成績評価を行わず、履修を取り消すことができる。なお、実習科目など再履修させることに困難を伴うものについては、学部の判断により、成績評価を行わない科目から除くことができる。
代返等の不正行為	当該日の出席は認めない。また、行為の悪質性を勘案し相当と判断される場合は、当該科目の成績評価を行わず、履修を取り消すことができる。
その他の不正行為	行為の悪質性等を勘案し相当と判断される場合は、上記に準ずる対応を行うことができる。

4. 進 級

進級できる条件は、次のとおりである。

- ① 1年次において、教養基礎教育科目履修基準（「英語 Certificate」を除く。）及び別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統一試験に合格しなければ、同表に定める2年次の専門教育科目を履修することができない。
- ② 2年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統一試験に合格しなければ、同表に定める3年次の専門教育科目を履修することができない。ただし、別表第1に定める「英語 Certificate」について1年次で修得しておらずかつ、当該年次でも修得していない場合は、本文の規定にかかわらず、3年次の専門教育科目を履修することができない。
- ③ 3年次において、別表第2に定める当該年次の専門教育科目履修基準を満たし、かつ、統

一試験に合格しなければ、同表に定める4年次の専門教育科目を履修することができない。

- ④ 4年次において、別表第2に定める臨床医学Ⅲの科目、医療・社会・行動科学Ⅳの科目及び選択科目を修得し、かつ、統一試験、OSCE及びCBT（以下この号において「統一試験等」という。）に合格しなければ、同表に定める臨床医学Ⅳの科目を履修することができない。また、臨床医学Ⅳの科目を修得しなければ、5年次の専門教育科目を履修することができない。ただし、統一試験等に合格した後に、休学等により留年となった場合は、臨床医学Ⅳの未履修科目を修得すれば、5年次専門教育科目の履修要件を満たすものとする。
- ⑤ 5年次において、別表第2に定める臨床医学Ⅴの科目を修得しなければ、臨床Ⅵを修得することができない。また、臨床医学Ⅵの科目を修得しなければ、6年次の専門教育科目を履修することができない。
- ⑥ 6年次において、別表第2に定める臨床医学Ⅶの科目を修得しなければ、卒業試験（OSCEを含む）を受けることができない。

5. 卒業

6年次における卒業試験、OSCEに合格し、卒業の認定をされた者に対しては、学位記を授与し、「学士（医学）」の学位を授与する。しかし、これだけでは医療業務に従事することはできない。

「医師国家試験」に合格し、医師免許を取得して初めて医師となる。

6. 講義

授業における諸連絡（時間割の変更、休講、出席不足等の警告など）は、Webclassのメッセージ及びタイムラインを使用して行う。

専門教育科目履修基準

別表第2 (医学科)

区分	分類	授業科目名	履修年次	単位数	備考
必修科目	基礎医学Ⅰ	細胞の構成と機能Ⅰ 生体物質の代謝Ⅰ	1年次	0.5	
	基礎医学Ⅱ	細胞の構成と機能Ⅱ 生体物質の代謝Ⅱ 人体解剖学入門 個体の発生 個体・細胞の分子生化学 骨学実習 生体分子解析学実習		0.5	
				1	
				0.5	
				1	
				1	
				0.5	
	医療・社会・行動科学Ⅰ	医療行動科学	3	演習を含む	
	基礎医学Ⅲ	個体の構成 組織学 臓器の機能Ⅰ 人体解剖学実習 組織学実習	2年次	2	
				1	
				4	
				6	
	基礎医学Ⅳ	臓器の機能Ⅱ 生体と微生物 免疫と生体防御 生体と薬物 生体と放射線・電磁波・超音波 原因と病態 生体機能学実習 感染症・生体防御学実習 病理学実習	1		
			1		
1					
2					
0.5					
3					
医療・社会・行動科学Ⅱ	環境と健康 医の倫理と原則 地域医療・コミュニケーションとチーム医療	1			
		1			
		1			
研究配属	研究配属	6			
臨床医学Ⅰ	循環器 呼吸器 消化器 加齢と老化 内分泌・栄養・代謝	3年次	3		
			2		
臨床医学Ⅱ	神経 運動器(筋骨格) 血液・造血器・リンパ リハビリテーション 乳房 女性生殖器 免疫・アレルギー疾患・膠原病 腫瘍 妊娠と分娩 成長と発達 腎 尿路・男性生殖器 耳鼻・咽喉・口腔 放射線診断と治療	3			
		2			
		2			
		1			
		0.5			
		1			
		1			
		0.5			
		1			
		2			
		1			
1					
医療・社会・行動科学Ⅲ	疫学と予防医学 生活習慣病と臨床研究 保健と福祉の制度 社会医学実習 感染症・感染防御	1			
		1			
		1			
		1			
		1			

区分	分類	授業科目名	履修年次	単位数	備考
	臨床医学 III	皮膚	4年次	1	
		眼・視覚		1	
		麻酔		0.5	
		薬物治療の基本原則		1	
		外科治療と周術期管理		0.5	
		救急疾患		0.5	
		物理・化学的因子による疾患		0.5	
		基本的診療技能		4	
医療・社会・行動科学 IV		診療情報	5年次	0.5	
		医療における安全性確保		0.5	
		人の死・死と法		1	
臨床医学 IV		医学医療総合講義 I	6年次	2	
		臨床実習 I		20	
臨床医学 V		医学医療総合講義 II	5年次	2	
		臨床実習 II		14	
臨床医学 VI		臨床実習 III		26	
臨床医学 VII		臨床実習 IV	6年次	14	
		小 計		173.5	
区分	分類	授業科目	履修年次	単位数	備考
選	基礎医学アドバンストコース	組織細胞学	2年次	1	3
		衛生学・公衆衛生学		1	
		生体防御学		1	
		医学教育学 I		1	
		器官・統合生理学		1	
		微生物学		1	
		細胞生理学		1	
		病理病態学		1	
		定量病理学		1	
		分子機能学・代謝機能学		1	
		機能形態学		1	
		医療情報学		1	
		薬理学		1	
		医学教育学 II		1	
分子生化学	1				
択	臨床医学アドバンストコース	歯科口腔外科学	4年次	0.5	1
		整形外科		0.5	
		心臓血管外科学		0.5	
		救急・集中治療医学		0.5	
		消化器外科学・消化器内科学・食道外科学		1	
		血液・腎臓・膠原病内科学		0.5	
		眼科学		0.5	
		放射線医学		0.5	
		胸部外科学 I		0.5	
		精神科学		0.5	
		胸部外科学 II		0.5	
		皮膚科学・形成外科学		0.5	
		耳鼻咽喉科・頭頸部外科学		0.5	
		小児外科学		0.5	
		総合診療・検査診断学		0.5	
		脳神経外科学		0.5	
		腎泌尿器科学		0.5	
		麻酔・蘇生・疼痛管理学		0.5	
		産婦人科学		0.5	
		代謝・内分泌内科学		0.5	
		小児科学		0.5	
		循環器内科学		0.5	
		呼吸器内科学		0.5	
臨床腫瘍学	0.5				
リハビリテーション	0.5				
		小 計		4	
		合 計		177.5	

区分	分類	授業科目名	履修年次	単位数	備考
----	----	-------	------	-----	----

秋田大学医学部医学科における授業の欠席取扱い申し合わせ

(趣旨)

秋田大学医学部医学科の学生が親族の葬儀や学校保健安全法施行規則に規定する感染症、その他やむを得ない理由により授業を欠席する場合の取扱いについて、以下のとおり定めるものとする。

第1 本学は公欠の制度はなく、いかなる理由による欠席でも公に出席として取り扱うことはできないが、正当な理由による欠席として認められ、補講・補習・レポート課題を課すなど欠席の補填措置が行われた場合は欠席数に加算しない。

第2 欠席の正当な理由として認められる事項

欠席の正当な理由として認められるのは次の事項とする。

①親族の死亡（会葬通知、礼状等の写しを添付）

（親族に応じ連続する次の日数）

・父母、配偶者、子：7日以内

・兄弟姉妹、祖父母：3日以内

・おじ又はおば：1日

②災害の被災、災害等による交通機関の遮断（遅延証明書、事故証明書などを添付）

③負傷又は疾病（医療機関の領収書、医師の診断書、理由書などを添付）

④学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の罹患（医師の診断書を添付）

⑤裁判員としての職務に従事するなど法令に基づく場合（証明書類等を添付）

⑥国際大会、全国大会、東日本医学生体育大会、北日本医学生体育大会の出場（大会に選手登録されている場合のみが対象、実施要項、選手登録されていることを証明する書類等を添付）

⑦学会等の学術発表（開催日時、発表者等が明記された書類を添付）

⑧その他、医学部長が必要と認めた場合（適宜、証明書類等を添付）

第3 欠席届の作成・確認・提出

上記の正当な理由による欠席に対し、学生は該当する授業の担当教員に相談した後に、欠席届を作成し、①～⑤の事項の場合は学年担任（学務委員）、⑥の事項では課外活動団体顧問教員等、⑦の事項では学術発表の指導教授等が確認して署名・押印した後、学務課に提出する。学務課は欠席届の写しを学務委員長に送り、学務委員長が正当と判断した場合には、医学部長の承認を得て、医学部長名にて学生が欠席した授業の担当教員へ欠席届の写しを送付するとともに、配慮をお願いする。欠席届の写しを受け取った授業の担当教員は、当該学生に対し補講・補習・レポート課題を課すこと等ができる。

第4 正当な理由で欠席した学生への配慮

補講・補習・レポート課題を課すこと等，欠席の補填措置が行われた場合は，欠席数に加算しない。

講義室設備状況

2026年3月現在

教室	収容定員 (試験時)	マイク設備	ビデオ設備等	スクリーン
基礎棟 第1講義室	178 (118)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1 テレビモニター 左右各1台
基礎棟 第2講義室	220 (137)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1
医学系研究棟 総2講義室	120 (60)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1
医学系研究棟 総5講義室	84 (48)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1
医学系研究棟 総6講義室	240 (150)	ワイヤレス 3 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・Blu-ray・DVD・CD・SD・USB 対応 マルチプレイヤー	正面 1
附属病院2階 多目的室	270 (180)	ワイヤレス 4 ピンマイク 1	・液晶プロジェクター ・DVD プレイヤー	正面 1 テレビモニター 左右各1台

秋田大学医学部医学科試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日)

改正

令和 2 年 10 月 15 日一部改正

令和 4 年 3 月 24 日一部改正 令和 5 年 5 月 18 日一部改正

令和 6 年 3 月 21 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、秋田大学医学部規程第 8 条第 5 項の規定に基づき、医学科における専門教育科目の試験の実施に関し必要な事項を定める。

(区分)

第 2 条 試験は、定期試験(OSCE, CBT を含む。), 追試験及び再試験とする。

2 専門教育科目を統合して行う定期試験は統一試験, 5 年次における定期試験は中間試験, 6 年次における定期試験は卒業試験とする。

3 中間試験の扱いは別に定める。

(担当者)

第 3 条 試験は、医学専攻・医学科学務委員会の責任のもとに行うこととする。

(方法)

第 4 条 試験は、筆答、口頭、レポート提出及び実地試問等により行う。

(科目及び日程)

第 5 条 試験の日程は、医学科会議で決定し、発表する。

(試験受験資格)

第 6 条 定期試験を受験するためには、原則として次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 当該科目において無断欠席が 3 分の 1 未満の者

(2) 各授業の評価が基準を満たし、かつ、所定の実習を終えた者

(無届欠席者)

第 7 条 正当な理由がなく試験を無届欠席した者は、当該科目について、それ以後の試験を受けることができない。

(追試験)

第 8 条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者又はできなかった者は、医師の診断書又は具体的な理由を添えて、速やかに欠席届を学部長へ提出しなければならない。

2 前項の届出により、その理由が正当と認められた者は、追試験を受けることができる。

(統一試験及び卒業試験の評点)

第 9 条 統一試験及び卒業試験の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

2 成績の評価を評語で表すときは、次のとおりとする。

- (1) 試験の成績が 90 点以上 100 点以下を「S」とする。
- (2) 試験の成績が 80 点以上 90 点未満を「A」とする。
- (3) 試験の成績が 70 点以上 80 点未満を「B」とする。
- (4) 試験の成績が 60 点以上 70 点未満を「C」とする。
- (5) 試験の成績が 60 点未満を「D」とする。

3 中間試験は卒業試験の一部として配点する。中間試験の成績を 20 点に換算，6 年次に実施される試験成績を 80 点に換算し，合計して卒業試験の成績とする。

(CBT の評点)

第 9 条の 2 CBT は IRT 標準スコア 396 点以上を合格とする。追再試験についても同様の基準とする。

(OSCE の評点)

第 9 条の 3 臨床実習前(4 年次)OSCE は医療系大学共用試験実施評価機構が採点及び評価した結果を適用し，追再試験についても同様とする。また，臨床実習後(6 年次)OSCE は各課題の概略評価の相乗平均が 3.6 以上で合格とする。ただし，概略評価 1 の課題が 1 つでもあった場合又は概略評価 2 の課題が 2 つ以上の課題にあった場合は不合格とする。追再試験についても同様の基準とする。

(疑義照会)

第 10 条 学生は，定期試験の試験問題に対する疑義照会を行うことができる。

- 2 前項による疑義照会を行う場合は，指定された期間内に所定の手続きにより学務課医学科担当へ疑義内容を提出するものとする。
- 3 疑義のあった問題は内容を確認し，速やかに疑義に対する回答を公表するものとする。

(再試験)

第 11 条 試験の結果，不合格となった者については再試験を行うことがある。

- 2 統一試験及び卒業試験の再試験の合格者の評点は，60 点とする。

(再履修)

第 12 条 進級時の判定で原級留置となった者は，当該学年の専門教育科目を改めて履修し，試験を受けなければならない。ただし，4 年次において，統一試験，OSCE 及び CBT に合格した後に原級留置となった場合，5 年次において，臨床医学Ⅴの臨床実習Ⅱを履修した後に原級留置となった場合，6 年次において臨床医学Ⅶの臨床実習Ⅳを履修した後に原級留置となった場合はこの限りではない。

- 2 卒業時の判定で不合格となった者の扱いは，前項に準ずるものとする。

(不正行為)

第 13 条 試験に際し不正行為を行った者は，試験成績を無効とし，秋田大学学則第 52 条に基づき，懲戒する。

(その他)

第14条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月15日一部改正)

- 1 この内規は、令和2年11月1日から実施する。
- 2 また、改正後の第11条第1項の規定は、この規程の施行日において4年次である者から適用するものとする。

附 則(令和4年3月24日一部改正)

この内規は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和5年5月18日一部改正)

この内規は、令和5年6月1日から実施する。

附 則(令和6年3月21日一部改正)

この内規は、令和6年4月1日から実施する。

